

青森県報

第四百五十四号

令和四年
五月二日
(月曜日)

目次

告示

- 自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格……………(市町村課) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉保険課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 国土調査の指定……………(農村整備課) ……二
- 証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………(会計管理課) ……二
- 出先機関
- 土地改良区の役員の就任……………(三八地域県民局) ……二
- 土地改良区の役員の退任……………(同) ……三
- 右 同……………(西北地域県民局) ……三
- 土地改良区の役員の就任……………(上北地域県民局) ……三
- 土地改良区の定款変更の認可……………(同) ……三

告示

青森県告示第二百七十四号

陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生(男子)の募集期間、採用試験の期日等及び応募資格を次のとおり定めたので、自衛隊法施行令(昭和二十九年

政令第七十九号) 第十四条及び第十七条第一項(第十八条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和四年五月二日

青森県知事 三村 申 吾

一 募集期間及び採用試験の期日等

募集期間	令和四年四月一日から同年五月十日まで		
試験期日	筆記試験(WEB)	令和四年五月二十一日(土)から同月二十三日(月)まで	開始時刻
	口述試験及び身体検査	令和四年五月二十八日(土)	
試験位置	任意の場所	八戸市大字市川町字桔梗野官地	試験場
		青森市大字浪館字近野四五	
名称	自宅及び各地域事務所	陸上自衛隊青森駐屯地	陸上自衛隊八戸駐屯地

二 応募資格

十八歳以上三十三歳未満の者(ただし、三十二歳の者にあつては、採用予定月の末日現在、三十三歳に達していない者に限る。)

青森県告示第二百七十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和四年五月二日

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第二百七十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

令和四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	指定 居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を行う 事業所	指 定 年 月 日
株式会社サ ンライズ	上北郡東北町旭 南三丁目二九六 の二	訪問看護	サンライズ 訪問看護ステ ーション	令和 四・五・一

青森県告示第二百七十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条第三項の規定により、令和四年四月二十日次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第五項の規定により公示する。

令和四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 氏名	主たる事務所の 所在地又は住所	介護予 防サー ビスの 種類	介護予 防サー ビス事業を 行う事業所	指 定 年 月 日
株式会社サ ンライズ	上北郡東北町旭 南三丁目二九六 の二	訪問看護	サンライズ 訪問看護ステ ーション	令和 四・五・一

青森県告示第二百七十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和四年五月二日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う 者の名称	調査地 域	調査期間
青森市	中佃二丁目の一部、中佃三丁目の一部	令和四年四月二十日から令和五年三月三十一日まで
平川市	猿賀遠林、猿賀石林の一部、猿賀南野の一部、猿賀平塚の一部、中佐渡南田の一部、中佐渡前田の一部、中佐渡鎌田の一部、沼田の一部、中佐渡村元の一部、長田野田の一部、沼田の一部、長田元村の一部	令和四年四月二十日から令和五年九月三十日まで

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、市

区分	住所	名称	売りさばき場所	変更 年月 日
変更前	三戸郡南部町大字 斗賀字上平一三の 三二	南部町商工会	三戸郡南部町大字 斗賀字上平一三の 三二	令和 四・四・二〇
変更後	三戸郡南部町大字 苦米地字下宿二三 の二 フイリス二〇二号室		三戸郡南部町大字 苦米地字下宿二三 の二 フイリス二〇二号室	

川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月二日

三八地域県民局長 富谷正行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	風 穴 求	八 戸 市 大 字 市 川 町 字 新 田 三 の 一	令 和 四 ・ 三 ・ 三〇
監 事	木 村 光 男	〃 〃 字 橋 向 四 三 の 三	〃

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、蜷川土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月二日

三八地域県民局長 富谷正行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	大 久 保 正 俊	三 戸 郡 五 戸 町 大 字 切 谷 内 字 大 森 二 一	令 和 四 ・ 三 ・ 二四

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、五所川原北部土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月二日

西北地域県民局長 宇野武

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退 任 の 年 月 日
理 事	宮 本 嘉 四 太	五 所 川 原 市 下 平 井 町 四 七 の 一	令 和 四 ・ 三 ・ 二五

土地改良区の役員就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、土場川土地改良区から、次のとおり役員就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和四年五月二日

上北地域県民局長 石橋豊

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	蛭 沢 幸 三	上 北 郡 東 北 町 字 内 蛭 沢 向 五 二	令 和 四 ・ 三 ・ 二九

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を令和四年四月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和四年五月二日

上北地域県民局長 石橋豊

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円